

燕ささえあいプラン

第4次燕市地域福祉計画
第4次燕市地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度
(2023) (2027)

概要版



1 計画策定の趣旨

燕市および燕市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、これまでお互いに連携を図りながら、本市が行政計画である「地域福祉計画」を、社会福祉協議会が民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、地域の課題を市民それぞれが共有し、地域自らが考え解決していけるよう意識啓発を図るとともに、市民が支え合い、助け合う仕組みと市民が参画し、協力できる地域づくりを推進してきました。

令和4（2022）年度末に「第3次燕市地域福祉計画」および「第3次燕市地域福祉活動計画」が終期を迎えるにあたり、令和5（2023）年度以降の地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、社会経済情勢の変化、国や新潟県の動向、本市の実情を踏まえるとともに、両計画の連携を一層強化し、より効率的かつ効果的な取組を行うため、両計画を一本化し、「第4次燕市地域福祉計画・第4次燕市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

あわせて、「燕市成年後見制度利用促進基本計画」および「燕市再犯防止推進計画」を包含した計画として策定し、地域福祉に関する施策と連動させて推進します。

2 計画の位置づけ

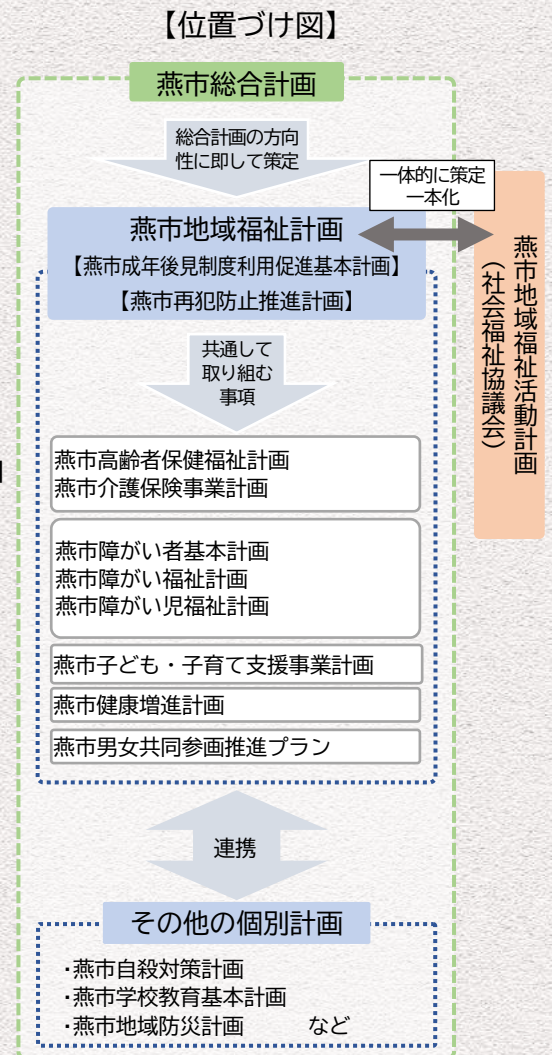
「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する行政計画であり、本市が今後地域福祉を推進していくための理念や基本目標、施策の方向性等を総合的に定めるものです。

また、「生活困窮者自立支援法」において、市は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業等を行う責務を有することとされており、本計画はその責務を明確にするものです。

さらに、本計画を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「地方成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけるとともに、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

加えて、本計画は、本市の最上位計画「燕市総合計画」と整合性を図りながら、福祉分野の個別計画が共通して取り組む事項等を一体的に定め、各計画を横断的につなぎ、地域福祉推進のための方向性を示す福祉分野の上位計画として位置付けられます。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が主体となり、地域福祉の推進を目的として策定する民間の活動・行動計画です。本市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、共通の基本理念や基本目標を掲げ、共に地域福祉の推進を目指していることから、両計画を一本化しました。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。
ただし、社会経済情勢の変化や社会福祉法など関連法の改正に柔軟に対応できるよう、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。



4 計画策定体制

本計画の策定にあたり、20歳以上の市民を対象にアンケート調査を行いました。

また、学識経験者、公募により選任された市民、関係団体代表者等の委員で構成する「燕市地域福祉計画推進委員会」および「燕市地域福祉活動計画推進委員会」において、意見をいただきながら、審議を行いました。

さらに、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

5 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられ、ボランティア活動や福祉教育の推進をはじめ、市民参加による福祉ネットワークの整備など、地域福祉活動を積極的に展開しています。

地域福祉活動を体系的に推進するための指針となる「燕市地域福祉活動計画」と燕市地域福祉計画を一本化することで、目標や施策の共有とともにそれぞれの役割を明確化し、さらなる連携の強化を図ります。



6 基本理念

支え合い、つながり、安心して暮らせるまち つばめ



少子高齢化や核家族化が急速に進行する中、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

家庭や地域におけるつながりや支え合いの機能が弱まり、複雑で多様な課題を抱えた個人や家庭が地域社会から孤立することにより、孤独・孤立、ひきこもり、貧困、虐待といった問題が深刻化しています。

自ら支援を求めることが難しい人たちを含め「誰一人取り残さない地域づくり」には、市民、団体、事業者、行政が協働して地域生活課題の解決に取り組む地域共生社会の実現とその推進が重要となります。

本計画では、本市の最上位計画である「燕市総合計画」で掲げる将来像を基本とし、「第3次燕市地域福祉計画」「第3次燕市地域福祉活動計画」で掲げた地域共生社会実現の理念を尊重しつつ、多様な主体が世代や分野を超えて支え合いながらつながり、誰もが安心して暮らしていくことができるまちを目指していきます。

7 地域福祉と「SDGs」との関係

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称で、令和12（2030）年までに達成する17の目標で構成された国際目標です。

地方公共団体においても、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を進めることが求められており、本計画は、SDGsの理念を尊重して策定するものとします。



8 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

[個別施策]

支え合い、つながり、安心して暮らせるまち つばめ

1
誰もが支え合い、役割をもって活躍できるまちをつくろう



- (1) 支え合い・助け合いの意識づくり
- (2) 地域支え合い活動の推進
- (3) 人と地域をつなぐ交流の場づくり
- (4) 市民主体の健康づくりの推進

- ①福祉教育・啓発活動の推進
②合理的配慮の推進
- ①支え合い・助け合い活動の活発化
②ボランティア活動の促進
③地域福祉の担い手の育成
- ①ふれあいの場・機会づくり
②多様な参加機会の創出
- ①ライフステージに応じた健康づくりの推進

2
誰もがつながり、切れ目のない支援に結びつくまちをつくろう



- (1) 包括的な支援体制の整備
- (2) 困難を抱えた人やその家族の自立に向けた支援
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 多様な主体の活動の推進

- ①各種相談窓口・相談支援体制の充実
②情報格差への対応の推進
- ①生活困窮者への自立支援
②複合的な課題解決に向けた多機関連携の強化
③再犯防止施策の推進 (燕市再犯防止推進計画)
- ①成年後見制度の普及・推進 (燕市成年後見制度利用促進基本計画)
②人権擁護の推進
③虐待の防止
- ①NPO等の市民活動団体や企業等によるサービス提供の推進
②多様な主体間の連携・協働の推進

3
誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをつくろう



- (1) 暮らしやすい生活環境の整備
- (2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保

- ①ユニバーサルデザインの推進
②交通弱者の外出支援等
- ①災害時の避難行動要支援者・要配慮者の安全確保
②地域の防災・防犯活動の推進
③空き家対策の推進

9 施策の推進

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の役割

確認

【地域福祉計画】

市が策定する、地域福祉推進の理念や基本目標を示す計画



市の取組

【地域福祉活動計画】

社会福祉協議会が策定する、地域福祉の推進を実行するための具体的な活動や行動を示す計画理念や基本目標を示す計画



市民
(個人、地域)
の取組



関係団体・機関
(組織、事業所)
の取組



社会福祉協議会
の取組

本市の地域福祉の推進にあたっては、地域福祉を担うそれぞれの主体が相互に連携を図り、役割を果たしながら取組を進めていくことが大切です。

基本目標
1

誰もが支え合い、役割をもって活躍できるまちをつくらう

◎ 関連する SDGs の目標



(1) 支え合い・助け合いの意識づくり

① 福祉教育・啓発活動の推進

個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合いながら、共に支え合い、助け合う地域共生社会を実現し、推進するためには、一人ひとりが地域に関心を持ち、地域福祉を担っていくという意識をもつことが大切です。

子どもから大人まで、様々な学習の機会や交流の機会を通して、支え合う心を育む福祉教育を推進するとともに、見守りや手助け等が活発になるような気運が醸成され、福祉に関する理解を深めることができるよう、啓発活動を推進します。

② 合理的配慮の推進

障がいのある人が地域の中で安心して生活できるよう、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）に基づき、障がいや障がいのある人に対する正しい理解の促進、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の推進に努めます。

(2) 地域支え合い活動の推進

① 支え合い・助け合い活動の活発化

地域には、多様な地域生活課題が存在していますが、既存の制度や公的なサービスだけでは十分な対応ができなくなってきました。

市民が自ら、地域生活課題の把握や共有、解決へ向けた活動へ積極的に関わっていただけるよう、支え合い・助け合いの意識啓発を図り、参加し、協力し合う体制づくりを推進し、地域の支え合い・助け合い活動の活発化につなげます。

② ボランティア活動の促進

誰もが参加し、協力し合う地域づくりには、ボランティア活動が重要な役割を果たしています。

また、ボランティア活動へ参加することで、地域における支え合い・助け合いを実感しながら、生きがいや役割をもって暮らすことができます。

ボランティア活動が安定的に継続できるよう支援するとともに、各種活動団体のネットワークづくりを推進し、地域コミュニティの活性化へつなげます。

③ 地域福祉の担い手の育成

地域福祉の推進に重要な役割を果たしている、ボランティア活動をはじめとした多様な主体の活動を支える担い手の確保が喫緊の課題です。

地域福祉活動の啓発や情報提供など、地域福祉に対する意識を醸成するための取組を推進し、地域福祉の担い手の育成につなげます。

(3) 人と地域をつなぐ交流の場づくり

① ふれあいの場・機会づくり

地域における住民同士のつながりや連帯感が希薄化する中、地域の中で孤立する人が生じないよう、子どもから高齢者まであらゆる世代がつながることができる場をつくるのが重要です。

関係機関等と連携し、地域の中での居場所づくりを推進するとともに、自主的な参加を促す取組を行います。

また、支援を必要とする人が情報交換や相談できる場の提供を行います。

② 多様な参加機会の創出

誰もが地域福祉を推進するための様々な活動に参加できるよう、地域福祉に関する具体的な活動内容や各種講座等に関する情報提供の充実を図ります。

また、企業やNPO法人等による地域福祉活動への参画や取組を促進することで、多様な主体による地域生活課題の解決に向けた協働のネットワークづくりを推進します。

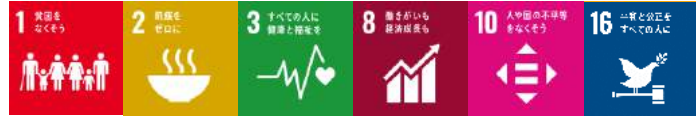
(4) 市民主体の健康づくりの推進

① ライフステージに応じた健康づくりの推進

一人ひとりが、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動に参加できるよう、健康寿命の延伸に向けた健康意識の醸成を図ります。

また、ライフステージに応じた自分らしい健康の維持や増進のため、望ましい生活習慣を普及啓発し、市民の自主的な健康づくり活動を推進します。

関連する SDGs の目標



(1) 包括的な支援体制の整備

① 各種相談窓口・相談支援体制の充実

高齢者、障がいのある人、子育て家庭等が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの利用等について、身近な地域で専門的な相談支援を受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、支援を必要としながらも自ら支援を求められない人や、孤立し支援が届かない人等が地域や必要な支援へとつながるよう、地域での支え合いや関係機関等の連携強化による課題解決に向けた体制づくりを推進します。

② 情報格差への対応の推進

情報通信技術の急速な進化に伴い、多くの年代でパソコンやスマートフォン等から様々な情報を自ら得ることができるようになりました。

一方で、スマートフォンを使用できない等の事情から日常生活や災害時に必要な情報を入手できない人は、情報弱者となり様々な場面で不利益を被ることが指摘されています。

すべての人が必要なときに必要な情報を入手することができるよう、情報バリアフリーの推進に努めます。

(2) 困難を抱えた人やその家族の自立に向けた支援

① 生活困窮者への自立支援

生活困窮者の自立支援を促進するため、関係機関と連携して地域における生活困窮者の把握を行い、離職者や就労経験がない人への就労支援や安定した住居確保支援など、包括的・継続的な支援の充実を図ります。

② 複合的な課題解決に向けた多機関連携の強化

様々な課題を抱えながら、適切な支援につながらず孤立する人や、相談先につながらずに課題が深刻化する人を地域の中で取り残すことなく、適切かつ確実に支援につなげる必要があります。

本市では、様々な課題に対応した相談窓口を設置していますが、各相談窓口では、相談内容に応じて関係機関等と連携し、適切な支援へつなげることが重要です。

一方、複合的な課題や、現行の支援制度がない又は不十分といった制度の狭間の課題が顕在化していることから、分野を超えた多職種・多機関による相談支援ネットワークを強化する必要があります。

③ 再犯防止施策の推進（燕市再犯防止推進計画）

犯罪や非行をした人が、更生するための十分な支援を受けられず、地域社会で孤立し、生きづらさから再び犯罪や非行を起こすことがないよう、地域の一員として受け入れられ、円滑に社会復帰できるよう支援する必要があります。

関係機関等と連携し、福祉サービスの利用や社会参加、就労、居場所づくり等、一人ひとりの課題に応じた支援を行います。

(3) 権利擁護の推進

① 成年後見制度の普及・推進（燕市成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、判断能力が十分ではないために自分自身の権利を守ることができない人を保護および支援する制度です。

成年後見制度の周知や相談窓口の拡充を図ることで、市民や相談支援機関の制度への理解を深め、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見と支援につなげます。

また、必要とする人が必要ときに成年後見制度を利用できるよう、市、法律・福祉の専門職団体、地域の関係団体が連携し、適切な支援につなげる権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、地域における支援体制の構築を目指します。

② 人権擁護の推進

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため、誰もが自分のこととして人権問題に関心をもち、人権尊重の理念を理解するとともに、誰もが個人として尊重され地域で自分らしく暮らせるよう、人権擁護の取組を推進します。



③ 虐待の防止

高齢者、障がいのある人、子どもへの虐待（以下「虐待」という。）や配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の未然防止、早期発見や早期対応を図るため、関係機関等と連携した啓発活動や相談窓口の周知を強化し、地域の多様な主体による見守り活動を促進します。

また、虐待やDVに対し、市民や警察、福祉、教育等の関係機関が、適切かつ迅速に情報共有し、連携して支援するなど、切れ目のない支援体制を整備します。

(4) 多様な主体の活動の推進

① NPO等の市民活動団体や企業等によるサービス提供の推進

地域生活課題を解決していくためには、様々な関係機関等がそれぞれの役割を認識し、特性を活かしながら活動することが必要です。

地域には、従来の個々の制度の枠の中では対応しきれない制度の狭間にある問題も存在しており、このような問題に的確に対応するためには、NPO等の市民活動団体や企業等の多様な主体の参画は、欠かせないものとなっています。

多様な主体による地域福祉活動を推進するため、支援の充実を図ります。

② 多様な主体間の連携・協働の推進

NPO等の市民活動団体や企業等の多様な主体が分野を超え、連携して地域と協働しながら地域福祉活動に取り組むことで、支え合いの基盤は強化されます。

多様な主体間の連携や協働を促進し、支え合いによる地域生活課題の解決に向けたネットワークの構築を推進します。

関連する SDGs の目標



(1) 暮らしやすい生活環境の整備

① ユニバーサルデザインの推進

高齢者や障がいのある人が快適に暮らせる環境の実現を目指すため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、建築物、交通機関、歩道など、生活環境のバリアフリー化とともに、すべての人々が共通して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを推進します。

② 交通弱者の外出支援等

今後ますます高齢者人口が増加し、交通手段をもたない世帯が増えることが予想されます。

日常生活を送るうえで欠かせない買い物や通院など、移動に課題を抱える高齢者や障がいのある人等の交通弱者への外出支援に取り組む必要があります。

また、ひとり暮らしの高齢者等が、地域で安心して暮らし続けられるよう配食サービスを行うなど、自立した生活の継続を支援します。

(2) 地域ぐるみの安全・安心体制の確保

① 災害時の避難行動要支援者・要配慮者の安全確保

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人等を避難行動要支援者名簿へ登録し、災害時における安否確認、避難支援や平時における見守り活動に役立てる取組を推進します。

避難行動要支援者名簿の適切な更新や情報共有など、支援体制の強化を図るとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対する必要な配慮にも努めます。

② 地域の防災・防犯活動の推進

頻発する自然災害により、近年、市民の防災への関心は高まっています。

平時から地域の中のつながりの重要性を啓発し、お互いに声を掛け合い、協力して避難できるよう支援するとともに、高齢者、障がいのある人、子ども等の配慮が必要な人を意識した防災訓練等の実施や参加促進等を行います。

また、高齢者、障がいのある人、子ども等を犯罪から守るため、見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

③ 空き家対策の推進

少子高齢化や人口減少等を背景に空き家が増加し、防災、防犯、景観等の観点から地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。誰もが地域で安心して暮らすためには、管理されていない空き家の解消や活用を推進する必要があります。

空き家を早期に把握し、活用等に関する適切な情報発信に努め、防災面や防犯面での不安を解消するための総合的な対策を推進します。

10 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域福祉推進の役割を担っている多様な主体の積極的な参画と連携が重要です。

また、各福祉分野の個別計画の着実な推進を図り、関係分野と連携・協働しながら地域社会全体で本計画の実現に向けた取組をさらに推進していく必要があります。

(1) 庁内関係部局間の連携

本計画は、福祉や健康、教育、産業、都市整備、防災・防犯など、様々な分野が協働して取り組む必要があります。地域福祉を推進するにあたっては、課題の把握や情報共有、施策の検討・展開など、庁内関係部局との連携を図りながら取り組みます。

(2) 市民、関係機関等との連携

本計画の取組を推進するためには、地域福祉の担い手としての市民をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、まちづくり協議会、ボランティア活動団体、福祉関係事業者、NPO等の市民活動団体、企業など多様な主体の参画が必要です。それぞれが連携し、協働して地域福祉の実現に取り組みます。

(3) 社会福祉協議会との連携強化

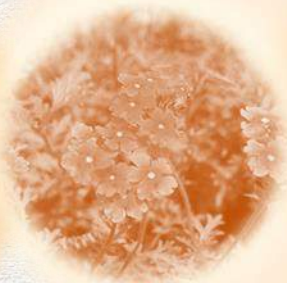
本計画は、市の「燕市地域福祉計画」と社会福祉協議会の「燕市地域福祉活動計画」を一体的に策定した計画です。共通の基本理念、基本目標のもと、相互に連携を図り、市と社会福祉協議会の役割や機能を効果的に発揮し、地域福祉の推進に取り組みます。

(4) 進行管理

本計画の進行管理は、計画期間の中間年と最終年に、「燕市地域福祉計画推進委員会」および「燕市地域福祉活動計画推進委員会」において、各施策の進捗状況等の分析と評価を行い、必要な対策を検討していくものとします。

また、各個別計画で掲げている施策については、それぞれの計画の中で進行管理を行うことを基本とします。





燕ささえあいプラン

第4次燕市地域福祉計画
第4次燕市地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度
(2023) (2027)